

## 第82回(令和7年度第4回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和8年1月22日(木) 15時00分～16時15分

2 場所 札幌市役所本庁舎18階 第2常任委員会会議室

### 3 議題

#### (1) 諮問事項の審議

【諮問第153号】市長(総務局行政部行政情報課)

- ・ 著しく不適正な態様の公開請求への対応に係る札幌市情報公開条例の一部改正に関する事項等
- ・ 答申素案の検討

#### (2) 報告事項

報告事項については次のとおり。

- ア 情報公開制度の実施状況
- イ 個人情報保護制度の運用状況
- ウ 札幌市情報公開条例第10条に基づく存否応答拒否決定
- エ 個人情報保護法第81条に基づく存否応答拒否決定
- オ 審査請求の処理状況
- カ 札幌市の施設に設置する監視(防犯)カメラの取扱状況

### 4 出席者

#### (1) 委員(五十音順)

金子 長雄      川久保 寛      津田 智成      徳満 直亮  
光崎 聡      吉田 陽子

#### (2) 市の機関(諮問機関)及び事務局

総務局行政部長      永澤  
総務局行政部行政情報課長      長尾  
総務局行政部行政情報課情報公開担当係長      中山  
総務局行政部行政情報課個人情報担当係長      久保田  
総務局行政部行政情報課情報公開担当係      田村、平山

### 5 議事の概要

#### (1) 開会

#### (2) 諮問事項の審議

【諮問第153号】市長(総務局行政部行政情報課)

- ・ 著しく不適正な態様の公開請求への対応に係る札幌市情報公開条例の一部改正に関する事項について
- ・ 答申素案の検討

○ 市の機関から諮問内容の説明を受け、審議を行った。

○ 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

### 補正に応じない場合の対応について

- ・ 拒否処分の新設に関する資料に関して、修正案の条文で「同項の期間内に」とあるが、こういう定め方をするものなのか気になった。また、法制担当部署と調整しているのか教えてほしい。
- 法制課とやり取りし、行政不服審査法の規定（23条、24条）などを参考に、「同項の」という形で受ける案としている。
- ・ 実務上、補正期間は大体何日くらいか
- 不備の程度によるが、軽微な内容であれば1～2週間、内容が全く分からない場合はもう少し長めに設定することもある。

### 請求権の濫用

- ・ 答申案1ページの「権利の濫用」という言葉に関して、当初の話では、裁判例の「権利濫用」は狭すぎるので、条例で独自に規定するという話だったと思う。ここで「権利濫用に該当するもの」と書くと、本来の意図とずれないか。
- 従来の裁判例に基づくと認定されにくいグレーゾーンについても、札幌市として「請求権の濫用」と捉え、独自に規定を置くという整理である。
- ・ 条文上は「濫用」とは出てこないが、説明・理屈付けとして使うということか。
- そのとおり。

### 各項目に対する結論について

- ・ 網掛けの3択（規定すべきである/妥当である/やむを得ない）に関して、「妥当である」が無難かと思うが、私自身は内容からして「規定すべきである」がいいと思っている。事務局としての考えはあるか。
- 改正を推進する方向で「規定すべき」と言っていたらば諮問庁としてはやりやすいが、知る権利とのバランスを見て審議会として判断いただければと思う。
- ・ 知る権利を踏まえつつ、業務上の弊害もあるので後ろ向きにする必要はない。「妥当である」で良いかと思う。
- ・ 答申の前文にある「適正な公開事務の執行に努められるよう希望します」というトーンと合わせるなら、「規定すべき」より「妥当である」の方がリンクするだろうか。
- どちらでも問題ないと思う。
- ・ 行政法学をやっている立場として、公開原則は重要である。項目1～3については権利制限なので「やむを得ない」という理解だが、項目4は別なので「規定すべきである」でもいい。項目1～3については、原則を重く見るなら「やむを得ない」、必要性を重く見るなら真ん中（妥当である）。個人的には「規定すべきである」はないかなと思っている。

- ・ 私も「妥当である」が良いかと思う。項目4については強くていいかと思ったが、他の委員の話聞いて、そこまで踏み込む必要はないかと思った。
- ・ どれを選んでも結局行うのであれば、文章から受ける印象の問題である。「すべき」はちょっと強い。「妥当である」がすんなり行く感じがする。

#### 審査基準について

- ・ 審査基準にその旨を明記するという点、具体的にどこが作ってどうなるのか？
  - 条例所管課である行政情報課で作成し、内部の意思決定を経て、情報公開ハンドブックに記載することになる。
  - ・ 情報公開ハンドブックは市民に配られるのか。
  - 配ってはいないが、市政刊行物コーナー等で閲覧可能である。改訂に当たってはホームページでの公表も予定している。
- 審議の結果、憲法上の知る権利を踏まえつつ、一方で実施機関の業務に支障が生じており、改正の必要性があるため、「することは妥当である」とした上で、事務局案のとおり答申を決定することとなった。

#### (3) 情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況等の報告

##### 令和6年度の情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況の報告

- 事務局から令和6年度の情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況について報告があった。

##### 存否応答拒否事案の報告

- 事務局から存否応答拒否事案について報告があった。

##### 市の施設に設置している防犯カメラの取扱状況の報告

- 事務局から市の施設に設置している防犯カメラの取扱状況について報告があった。

#### (4) 閉会